

介護老人保健施設サービス概要

令和3年8月1日改訂

I. 目的

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

II. 運営方針

施設サービス計画にもとづき生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営しています。

III. 施設の職務体制

(1) 管理者（施設長）	1名（鹿島厚生病院兼務）	(2) 医師	1名以上（鹿島厚生病院兼務）
(3) 薬剤師	1名（鹿島厚生病院兼務）	(4) 看護職員	8名以上
(5) 介護職員	26名以上	(6) 支援相談員	1名以上
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	2名以上	(8) 栄養士・管理栄養士	1名以上
(9) 介護支援専門員	1名以上	(10) 事務員	2名以上

※前項に定めるほか、施設の運営上必要と認めるときは、職員を配置します。

IV. 職務内容

- 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- 事務職員は、会計経理、その他の一般的事務処理および施設等の保守管理を行う。

V. 勤務体制

日勤	8時30分～17時00分	早番	7時00分～15時30分	2名
遅番	11時30分～20時00分	夜勤	16時30分～9時00分	4名

VI. 定員100名（短期入所上限20名含む）

療養室 個室：4室 2人部屋：18室 4人部屋：15室

VII. サービス内容

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。

VIII. 利用料

1. 利用料（1日あたり）

要介護度	利用者負担額（多床室）			利用者負担額（個室）		
	一割負担	二割負担	三割負担	一割負担	二割負担	三割負担
要介護1	788円	1,576円	2,364円	714円	1,428円	2,142円
要介護2	836円	1,672円	2,508円	759円	1,518円	2,277円
要介護3	898円	1,796円	2,694円	821円	1,642円	2,463円
要介護4	949円	1,898円	2,847円	874円	1,748円	2,622円
要介護5	1,003円	2,006円	3,009円	925円	1,850円	2,775円
2.	初期加算（1日あたり）（入所から30日間）	30円（一割）	60円（二割）	90円（三割）		
3.	サービス提供体制強化加算（I）（1日あたり）	22円（一割）	44円（二割）	66円（三割）		
4.	短期集中リハビリテーション実施加算（1日あたり） （入所から3か月間）	240円（一割）	480円（二割）	720円（三割）		
5.	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（1月あたり）	33円（一割）	66円（二割）	99円（三割）		
6.	療養食加算（1食あたり）	6円（一割）	12円（二割）	18円（三割）		
7.	科学的介護推進体制加算I（1月あたり）	40円（一割）	80円（二割）	120円（三割）		
8.	科学的介護推進体制加算II（1月あたり）	60円（一割）	120円（二割）	180円（三割）		
9.	安全対策体制加算	20円（一割）	40円（二割）	60円（三割）		
10.	入所前後訪問指導加算（I）	450円（一割）	900円（二割）	1,350円（三割）		
11.	入所前後訪問指導加算（II）	480円（一割）	960円（二割）	1,440円（三割）		
12.	退所時指導加算	400円（一割）	800円（二割）	1,200円（三割）		
13.	退所時情報提供加算	500円（一割）	1,000円（二割）	1,500円（三割）		
14.	入退所前連携加算（I）	600円（一割）	1,200円（二割）	1,800円（三割）		
15.	入退所前連携加算（II）	400円（一割）	800円（二割）	1,200円（三割）		
16.	外泊時費用	362円（一割）	724円（二割）	1,086円（三割）		
17.	外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	800円（一割）	1,600円（二割）	2,400円（三割）		
18.	訪問看護指示加算	300円（一割）	600円（二割）	900円（三割）		
19.	経口移行加算（1日あたり）（計画作成後180日間）	28円（一割）	56円（二割）	84円（三割）		
20.	経口維持加算I（1日あたり）（計画作成後180日間）	400円（一割）	800円（二割）	1,200円（三割）		
21.	経口維持加算II（1日あたり）（計画作成後180日間）	100円（一割）	200円（二割）	300円（三割）		
22.	緊急時治療管理（1日あたり）（連続3日間）	518円（一割）	1,036円（二割）	1,554円（三割）		
23.	所定疾患施設療養費（I）（1日あたり）（連続7日間）	239円（一割）	478円（二割）	717円（三割）		
24.	所定疾患施設療養費（II）（1日あたり）（連続7日間）	480円（一割）	960円（二割）	1,440円（三割）		
25.	認知症情報提供加算（入所中1回）	350円（一割）	700円（二割）	1,050円（三割）		
26.	地域連携診療計画情報提供加算（入所中1回）	300円（一割）	600円（二割）	900円（三割）		
27.	口腔衛生管理加算（月1回）	30円（一割）	60円（二割）	90円（三割）		
28.	排せつ支援加算I（1月につき）	10円（一割）	20円（二割）	30円（三割）		
29.	排せつ支援加算II（1月につき）	15円（一割）	30円（二割）	45円（三割）		
30.	排せつ支援加算III（1月につき）	20円（一割）	40円（二割）	60円（三割）		
31.	褥瘡マネジメント加算I（1月につき）	3円（一割）	6円（二割）	9円（三割）		
32.	褥瘡マネジメント加算II（1月につき）	13円（一割）	26円（二割）	39円（三割）		
33.	再入所時栄養連携加算	400円（一割）	800円（二割）	1,200円（三割）		

34.	食費（1日あたり）	1,445円		
	※食事負担限度額（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方）			
	第一段階300円、第二段階390円、第三段階①650円、第三段階②1,360円			
35.	居住費（1日あたり）	377円（多床室）	1,668円（従来型個室）	
36.	2人部屋室料（1日あたり）	440円（TV、冷蔵庫使用の場合）		
37.	日用消耗品費（1日あたり）	363円～660円（税込 CSセットレンタルの場合）		
38.	教養娯楽費（1日あたり）	160円		
39.	衣類洗濯料（1回あたり）	20円～200円		
40.	洗濯業務委託料	715円/回（8回以上5,720円 税込）		
41.	理髪料（1回）	3,000円		
42.	文書料（1通）	1,100円（証明書）	2,200円（簡単な診断書）	11,000円（診断書）
43.	介護職員処遇改善加算（I）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の3.9%に相当する単位数を加算		
44.	介護職員等特定処遇改善加算（I）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の2.1%に相当する単位数を加算		

※「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額の支払いとなります。

※要介護認定が未決定の方や介護保険給付滞納の方は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂く場合があります。その場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、保険者（市町村）に申請後、自己負担額を除いた金額が保険者から支払いされます（償還払い）。

※外泊された場合は、外泊初日と最終日以外のサービス費は上記金額となります。（外泊時費用）（初日、最終日を除き月6日が限度になります）

IX. 支払方法について

ご利用月の翌月15日頃請求させていただきます。支払方法は、口座引落または窓口現金支払いになります。

X. 非常災害対策

自然災害、火災等の対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、入所利用者等の安全に対して万全を期しています。

XI. 事故発生時の対応

安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故を防止する必要な体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び市町村に連絡いたします。

XII. 要望・苦情担当及び担当窓口

担当：支援相談員 担当窓口：1F受付窓口、2F・3Fスタッフステーション受付窓口

電話：0244-46-1113 8時30分～17時00分（第一・第三土曜日、日曜、祝祭日は休み）

XIII. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関：鹿島厚生病院

協力歯科医療機関：西町歯科医院

XIV. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行っています。

短期入所療養介護サービス概要

令和3年8月1日改訂

- I. 目的
短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- II. 運営方針
短期入所療養介護計画にもとづき生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営を行う。
- III. 施設の職務体制
- | | | | |
|------------------------|--------------|---------------|----------------|
| (1) 管理者（施設長） | 1名（鹿島厚生病院兼務） | (2) 医師 | 1名以上（鹿島厚生病院兼務） |
| (3) 薬剤師 | 1名（鹿島厚生病院兼務） | (4) 看護職員 | 8名以上 |
| (5) 介護職員 | 26名以上 | (6) 支援相談員 | 1名以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 | 2名以上 | (8) 栄養士・管理栄養士 | 1名以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1名以上 | (10) 事務員 | 2名以上 |
- ※前項に定めるほか、施設の運営上必要と認めるときは、職員を配置します。
- IV. 職務内容
- 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
 - 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
 - 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
 - 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
 - 事務職員は、会計経理、その他の一般的事務処理および施設等の保守管理を行う。
- V. 勤務体制
- | | | | | |
|----|---------------|----|--------------|----|
| 日勤 | 8時30分～17時00分 | 早番 | 7時00分～15時30分 | 2名 |
| 遅番 | 11時30分～20時00分 | 夜勤 | 16時30分～9時00分 | 4名 |
- 2名
- VI. 利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。（上限20名）
療養室 個室：4室 2人部屋：18室 4人部屋：15室
- VII. サービス内容
短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理を行っています。
- VIII. 利用料
1. 利用料（1日あたり）
- | 要介護度 | 利用者負担額（多床室） | | | 利用者負担額（個室） | | |
|------|-------------|--------|--------|------------|--------|--------|
| | （一割負担） | （二割負担） | （三割負担） | （一割負担） | （二割負担） | （三割負担） |
| 要介護1 | 827円 | 1,654円 | 2,481円 | 752円 | 1,504円 | 2,256円 |
| 要介護2 | 876円 | 1,752円 | 2,628円 | 799円 | 1,598円 | 2,397円 |
| 要介護3 | 939円 | 1,878円 | 2,817円 | 861円 | 1,722円 | 2,583円 |
| 要介護4 | 991円 | 1,982円 | 2,973円 | 914円 | 1,828円 | 2,742円 |
| 要介護5 | 1,045円 | 2,090円 | 3,135円 | 966円 | 1,932円 | 2,898円 |
2. サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日あたり） 22円（一割） 44円（二割） 66円（三割）
3. 個別リハビリテーション加算（1日あたり） 240円（一割） 480円（二割） 720円（三割）
4. 療養食加算（1食あたり） 8円（一割） 16円（二割） 24円（三割）
5. 重度療養管理加算（1日あたり） 120円（一割） 240円（二割） 360円（三割）
6. 緊急短期入所受入加算（1日あたり）（利用開始から7日間） 90円（一割） 180円（二割） 270円（三割）
7. 送迎加算（片道） 184円（一割） 368円（二割） 552円（三割）
8. 食費（1日あたり） 1,445円（朝食410円、昼食540円、夕食495円）
※食事負担限度額（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方）
第一段階300円、第二段階600円、第三段階①1,000円、第三段階②1,300円
9. 居住費（1日あたり） 377円（多床室） 1,668円（従来型個室）
10. 2人部屋室料（1日あたり） 440円（TV、冷蔵庫使用の場合）
11. 日用消耗品費（1日あたり） 363円～660円（税込 CSセットレンタルの場合）
12. 教養娯楽費（1日あたり） 160円
13. 衣類洗濯料（1回あたり） 20円～200円
14. 洗濯業務委託料 715円/回（8回以上5,720円 税込）
15. 理髪料（1回） 3,000円
16. 文書料（一通） 1,100円（証明書） 2,200円（簡単な診断書） 11,000円（診断書）
17. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の3.9%に相当する単位数を加算
18. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の2.1%に相当する単位数を加算
- ※「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額の支払いになります。
※要介護認定が未決定の方や介護保険給付滞納の方は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂く場合があります。その場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、保険者（市町村）に申請しますと、自己負担額を除いた金額が保険者から支払われます（償還払い）。
- IX. 支払方法について
ご利用月の翌月15日頃請求させていただきます。支払方法は、口座引落または窓口現金支払いになります。
- X. 非常災害対策
自然災害、火災等の対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、入所利用者等の安全に対して万全を期しています。
- XI. 事故発生時の対応
安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故を防止する必要な体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び市町村に連絡いたします。
- XII. 要望・苦情担当及び担当窓口
担当：支援相談員 担当窓口：1F受付窓口、2F・3Fスタッフステーション受付窓口
電話：0244-46-1113 8時30分～17時00分（第一・第三土曜日、日曜、祝祭日は休み）
- XIII. 協力医療機関及び協力歯科医療機関 協力医療機関：鹿島厚生病院 協力歯科医療機関：西町歯科医院
- XIV. 守秘義務及び個人情報の保護
施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行っています。
- XV. 送迎の実施地域 南相馬市、相馬市（左記以外の方はご相談下さい）

介護予防短期入所療養介護サービス概要

令和3年8月1日改訂

- I. 目的
短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- II. 運営方針
短期入所療養介護計画にもとづき生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営を行う。
- III. 施設の職務体制
- | | | | |
|------------------------|--------------|---------------|----------------|
| (1) 管理者（施設長） | 1名（鹿島厚生病院兼務） | (2) 医師 | 1名以上（鹿島厚生病院兼務） |
| (3) 薬剤師 | 1名（鹿島厚生病院兼務） | (4) 看護職員 | 8名以上 |
| (5) 介護職員 | 26名以上 | (6) 支援相談員 | 1名以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 | 2名以上 | (8) 栄養士・管理栄養士 | 1名以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1名以上 | (10) 事務員 | 2名以上 |
- ※ 前項に定めるほか、施設の運営上必要と認めるときは、職員を配置します。
- IV. 職務内容
- 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
 - 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
 - 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
 - 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
 - 事務職員は、会計経理、その他の一般的事務処理および施設等の保守管理を行う。
- V. 勤務体制
- | | | | | | |
|----|---------------|----|--------------|--------------|----|
| 日勤 | 8時30分～17時00分 | 早番 | 7時00分～15時30分 | 2名 | |
| 遅番 | 11時30分～20時00分 | 2名 | 夜勤 | 16時30分～9時00分 | 4名 |
- VI. 利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。（上限20名）
療養室 個室：4室 2人部屋：18室 4人部屋：15室
- VII. サービス内容
短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理を行っています。
- VIII. 利用料
- 利用料（1日あたり）
- | 要介護度 | 利用者負担額（多床室） | | | 利用者負担額（個室） | | |
|------|-------------|--------|--------|------------|--------|--------|
| | 一割負担 | 二割負担 | 三割負担 | 一割負担 | 二割負担 | 三割負担 |
| 要支援1 | 610円 | 1,220円 | 1,830円 | 577円 | 1,154円 | 1,731円 |
| 要支援2 | 768円 | 1,536円 | 2,304円 | 721円 | 1,442円 | 2,163円 |
- サービス提供体制強化加算（I）（1日あたり） 22円（一割） 44円（二割） 66円（三割）
 - 個別リハビリテーション加算（1日あたり） 240円（一割） 480円（二割） 720円（三割）
 - 療養食加算（1食あたり） 8円（一割） 16円（二割） 24円（三割）
 - 送迎加算（片道） 184円（一割） 368円（二割） 552円（三割）
 - 食費（1日あたり） 1,445円（朝食410円、昼食540円、夕食495円）
- ※食事負担限度額（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方）
第一段階300円、第二段階600円、第三段階①1,000円、第三段階②1,300円
- 居住費（1日あたり） 377円（多床室） 1,668円（従来型個室）
 - 2人部屋室料（1日あたり） 440円（TV、冷蔵庫を使用した場合）
 - 日用消耗品費（1日あたり） 363円～660円（税込 CSセットレンタルの場合）
 - 教養娯楽費（1日あたり） 160円
 - 衣類洗濯料（1回あたり） 20円～200円
 - 洗濯業務委託料 715円/回（8回以上5,720円 税込）
 - 理髪料（1回） 3,000円
 - 文書料（1通） 1,100円（証明書） 2,200円（簡単な診断書） 11,000円（診断書）
 - 介護職員処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の3.9%に相当する単位数を加算
 - 介護職員等特定処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の2.1%に相当する単位数を加算
- ※「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額の支払いになります。
※要介護認定が未決定の方や介護保険給付滞納の方は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂く場合があります。その場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、保険者（市町村）に申請しますと、自己負担額を除いた金額が保険者から支払われます（償還払い）。
- IX. 支払方法について
ご利用月の翌月15日頃請求させていただきます。支払方法は、口座引落または窓口現金支払いになります。
- X. 非常災害対策
自然災害、火災等の対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、入所利用者等の安全に対して万全を期しています。
- XI. 事故発生時の対応
安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故を防止する必要な体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び市町村に連絡いたします。
- XII. 要望・苦情担当及び担当窓口
担当：支援相談員 担当窓口：1F受付窓口、2F・3Fスタッフステーション受付窓口
電話：0244-46-1113 8時30分～17時00分（第一・第三土曜日、日曜、祝祭日は休み）
- XIII. 協力医療機関及び協力歯科医療機関 協力医療機関：鹿島厚生病院 協力歯科医療機関：西町歯科医院
- XIV. 守秘義務及び個人情報の保護
施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を

漏らすことがないよう指導教育を適時行っています。

XV. 送迎の実施地域

南相馬市、相馬市（左記以外のご相談下さい）

通所リハビリテーションサービス概要

令和3年8月1日改訂

- I. 目的
通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の回復を図ることを目的とする。
- II. 運営方針
通所リハビリテーション計画にもとづき生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営を行う。
- III. 施設の職務体制
- | | | | |
|------------------------|--------------|---------------|----------------|
| (1) 管理者（施設長） | 1名（鹿島厚生病院兼務） | (2) 医師 | 1名以上（鹿島厚生病院兼務） |
| (3) 介護職員 | 2名以上 | (4) 支援相談員 | 1名（長期・短期兼務） |
| (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 | 1名以上 | (6) 栄養士・管理栄養士 | 1名以上 |
| (7) 事務員 | 2名以上 | (8) 運転手（送迎時） | 2名以上 |
- ※ 前項に定めるほか、施設の運営上必要と認めるときは、職員を配置します。
- IV. 職務内容
- 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
 - 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - 事務職員は、会計経理、その他の一般的事務処理および施設等の保守管理を行う。
 - 運転手は、利用者の利用日に基づき送迎を行う。
- V. 営業日及び営業時間
- 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月30日～1月3日）・8月16日を除く。
 - 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
 - サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時45分までとする。
- VI. 定員30名
- VII. サービス内容
利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- VIII. 利用料
1. 利用料（6時間以上7時間未満）
- | 要介護度 | 利用者負担額 一割負担 | 利用者負担額 二割負担 | 利用者負担額 三割負担 |
|------|-------------|-------------|-------------|
| 要介護1 | 710円 | 1,420円 | 2,130円 |
| 要介護2 | 844円 | 1,688円 | 2,532円 |
| 要介護3 | 974円 | 1,928円 | 2,922円 |
| 要介護4 | 1,129円 | 2,258円 | 3,387円 |
| 要介護5 | 1,231円 | 2,562円 | 3,843円 |
- 入浴介助加算Ⅰ（1日あたり） 40円（一割） 80円（二割） 120円（三割）
 - 入浴介助加算Ⅱ（1日あたり） 60円（一割） 120円（二割） 180円（三割）
 - リハビリテーションマネジメント加算(A)イ（1月あたり）（6月以内） 560円（一割） 1,120円（二割） 1,680円（三割）
（6月超） 240円（一割） 480円（二割） 720円（三割）
 - リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ（1月あたり）（6月以内） 593円（一割） 1,186円（二割） 1,779円（三割）
（6月超） 273円（一割） 546円（二割） 819円（三割）
 - 短期集中個別リハビリテーション実施加算（1日あたり）
（退院（所）日又は認定日から6月以内） 110円（一割） 220円（二割） 330円（三割）
 - サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日あたり） 22円（一割） 44円（二割） 66円（三割）
 - リハビリテーション提供体制加算（6時間以上7時間未満） 24円（一割） 48円（二割） 72円（三割）
 - 栄養アセスメント加算 50円（一割） 100円（二割） 150円（三割）
 - 栄養改善加算（月2回） 200円（一割） 400円（二割） 600円（三割）
 11. 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6月1回） 20円（一割） 40円（二割） 60円（三割）
 12. 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（6月1回） 5円（一割） 10円（二割） 15円（三割）
 13. 科学的介護推進体制加算（1月あたり） 40円（一割） 80円（二割） 120円（三割）
 14. 重度療養管理加算（1日あたり） 100円（一割） 200円（二割） 300円（三割）
 15. 送迎が実施されない場合（片道につき） -47円
 16. 昼食代（材料費） 540円
 17. 日用消耗品費（1日あたり） 30円
 18. 教養娯楽費（1日あたり） 130円
 19. 文書料（1通） 1,100円（証明書） 2,200円（簡単な診断書） 11,000円（診断書）
 20. 通常の事業実施地域を越えた地域の利用者が行った場合 5%加算
 21. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の4.7%に相当する単位数を加算。
 22. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の2.0%に相当する単位数を加算。

IX. 支払方法について

ご利用月の翌月15日頃請求させていただきます。支払方法は、口座引落または窓口現金支払いになります。

X. 非常災害対策

自然災害、火災等の対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、入所利用者等の安全に対して万全を期しています。

XI. 事故発生時の対応

安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故を防止する必要な体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び市町村に連絡いたします。

XII. 要望・苦情担当及び担当窓口

担当：支援相談員 担当窓口：1F受付窓口、2F・3Fスタッフステーション受付窓口

電話：0244-46-1113 8時30分～17時00分（第一・第三土曜日、日曜、祝祭日は休み）

XIII. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関：鹿島厚生病院

協力歯科医療機関：西町歯科医院

XIV. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行っています。

XV. 送迎の実施地域

南相馬市、相馬市（左記以外の方はご相談下さい）

介護予防通所リハビリテーションサービス概要

令和3年8月1日改訂

I. 目的

通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の回復を図ることを目的とする。

II. 運営方針

通所リハビリテーション計画にもとづき生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営を行う。

III. 施設の職務体制

(1) 管理者（施設長）	1名（鹿島厚生病院兼務）	(2) 医師	1名以上（鹿島厚生病院兼務）
(3) 介護職員	2名以上	(4) 支援相談員	1名（長期・短期兼務）
(5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	1名以上	(6) 栄養士・管理栄養士	1名以上
(7) 事務員	2名以上	(8) 運転手（送迎時）	2名以上

※前項に定めるほか、施設の運営上必要と認めるときは、職員を配置します。

IV. 職務内容

- 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 事務職員は、会計経理、その他の一般的事務処理および施設等の保守管理を行う。
- 運転手は、利用者の利用日に基づき送迎を行う。

V. 営業日及び営業時間

- 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月30日～1月3日）・8月16日を除く。
- 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時45分までとする。

VI. 利用定員30名

VII. サービス内容

利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

VIII. 利用料

1. 利用料（1月あたり）

要介護度	利用者負担額		
	一割負担	二割負担	三割負担
要支援1	2,053円	4,106円	6,159円
要支援2	3,999円	7,998円	11,997円

- 運動機能向上加算（1月あたり） 225円（一割） 450円（二割） 675円（三割）
- 栄養アセスメント加算（1月あたり） 50円（一割） 100円（二割） 150円（三割）
- 栄養改善加算（1月あたり）（月2回） 200円（一割） 400円（二割） 600円（三割）
- 選択的サービス複数実施加算（I） 480円（一割） 960円（二割） 1,440円（三割）
- サービス提供体制強化加算I（1月あたり）
①要支援1 88円（一割） 176円（二割） 264円（三割）
②要支援2 176円（一割） 352円（二割） 528円（三割）
- 口腔・栄養スクリーニング加算（I）（6月1回） 20円（一割） 40円（二割） 60円（三割）
- 口腔・栄養スクリーニング加算（II）（6月1回） 5円（一割） 10円（二割） 15円（三割）
- 昼食代（材料費） 540円
10. 日用消耗品費（1日あたり） 30円
11. 教養娯楽費（1日あたり） 130円
12. 文書料（1通） 1,100円（証明書） 2,200円（簡単な診断書） 11,000円（診断書）
13. 介護職員処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の4.7%に相当する単位数を加算。
14. 介護職員等特定処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の2.0%に相当する単位数を加算。

IX. 支払方法について

ご利用月の翌月15日頃請求させていただきます。口座引落または窓口現金支払いになります。

X. 非常災害対策

自然災害、火災等の対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、入所利用者等の安全に対して万全を期しています。

XI. 事故発生時の対応

安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故を防止する必要な体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び市町村に連絡いたします。

XII. 要望・苦情担当及び担当窓口

担当：支援相談員 窓口：1F受付窓口、2F・3Fスタッフステーション受付窓口

電話：0244-46-1113 8時30分～17時00分（第一・第三土曜日、日曜、祝祭日は休み）

XIII. 協力医療機関及び協力歯科医療機関 協力医療機関：鹿島厚生病院 協力歯科医療機関：西町歯科医院

XIV. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行っています。

XV. 送迎の実施地域

南相馬市、相馬市（左記以外の場合はご相談下さい）